

平成23年度事業計画

近年における船員法の適用船員は、年々、大幅な減少と高齢化が進み、船内では、乗組員数の少数化とともに、外航船における混乗が一般化している。

このような激変する船員の労働環境の中で、船員の死傷災害と疾病の発生率は、船舶所有者及び船員並びに関係者の努力によって、長期的には、右肩下がりの減少傾向で推移してきた。

しかしながら、21年度は前年度に比較して、船員災害の最大の課題である死亡災害は46人となりの5人減、そして死傷災害発生率（千人率）は0.4減少となっているものの、疾病発生率は0.7増加となり、死傷災害・疾病を合わせると0.4の増加であった。

陸上との比較においても、死傷災害が最も高い林業及び鉱業に次ぐ発生率であり、全産業平均に対しても5倍、更に死亡発生状況（職務上死亡）も4倍と高率を示している。そして船員の顕著な高齢化の進展は、死傷災害がさらに増加する要因を内在させている。

船舶所有者及び船員を取り巻く動向は、国内的には、平成17年4月の船員法、船員職業安定法の改定があり、国際的には、平成18年2月にILO海上労働条約が採択されて、その批准に向けて国内法化が図られつつある。船舶所有者及び船員にとって、これらの動向に関連する安全衛生の適切な対応が求められており、協会の役割は、一層重要となっている。

本年度は、会員の現状・東日本大震災からの復興に対する配慮及び今後における新たなニーズに沿って事業を改めて見直すこととして、第9次船員災害防止基本計画(平成20年度～24年度)に基づく平成23年度船員災害防止実施計画を踏まえながら、次の事業を実施して、船舶所有者、船員及び関係者の安全衛生意識を高め、船員災害防止対策を推進することとしている。尚、東日本大震災の被害状況を勘案し、講習会等の開催地・回数については実情に沿った対応とする。

1. 船員労働安全衛生月間行事の推進。
2. 安全衛生資料の作成、船員災害防止協会優良会員認定及び機関誌、ホームページによる情報提供
3. 船内労働安全衛生マネジメントシステム/リスクアセスメントの普及並びに安全衛生講習会、生存対策講習会及び訪船等による安全衛生技術指導並びに教育。
4. 海中転落防止対策、生活習慣病の予防に伴うメタボリックシンドローム対策、石綿による健康障害予防対策と船員健康管理手帳制度及び睡眠時無呼吸症候群対策の促進。
5. 船舶衛生管理者登録講習・船舶衛生管理者講習(B)・タンカー安全担当者講習会、危険物等取扱責任者更新講習及び酸素欠乏予防についての登録危険作業の資格取得講習、並びに船舶料理士登録試験。
6. 安全衛生状況の実態調査及び集計・分析。
7. 安全衛生教育普及資料の頒布及び外部からの受託事業。

本部事業

I. 船員労働安全衛生月間の推進事業（（財）海事センター補助事業）

1. 月間活動

(1) 平成23年度(第55回)船員労働安全衛生月間関係資料の作成配布

安全衛生に関する標語及び体験記・意見を懸賞募集し、これらの入選作品による標語ビラ（変型B5版、和文白ヌキ4種1組、英文2種1組）、ポスター（B2版4色刷及びA2版4色刷）及び「実施のしおり」（A4判）、リーフレットを作成するとともに関係官庁、海運・水産各社、関係団体、各支部・地区支部等関係先に配布する。

(2) 「標語」、「体験記・意見」「ポスター」選考委員会および「実施のしおり」編集委員会開催

各1回

2. 船員災害防止大会

(1) 船員労働安全衛生功績者の表彰

船員の安全の確保または船内衛生の向上に尽力し、その功績が極めて顕著な会員、団体並びに会員に所属する船舶及び個人を船員災害防止大会等において表彰する。

(2) 船員災害防止大会への参加

支部及び地区支部において開催される船員災害防止大会に、本部も参加して、安全衛生意識の高揚に努める。

II. 広報（機関誌及びホームページ）事業（（財）日本海事センター補助事業）

1. 季刊機関誌「船員と災害防止」の発行

2. ホームページによる船員行政ニュース、関係法令改正内容等の情報の提供

3. 船員災害優良会員の認定

平成19年度から発足した制度である。前年度においてゼロ災害に努力し、協会活動に積極的な会員を、単年度ごとに「優良会員」として認定して、事業所数及び運航船舶数（日本籍船）に対応する枚数のステッカーを配布することにより、その努力と成果を明示するもので、優良会員認定要領に基づき運用・推進していく。

Ⅲ. 安全衛生教育及び技術指導事業(国庫並びに(財)日本海事センター補助事業)

1. 船内労働安全衛生マネジメントシステム/リスクアセスメントの普及

陸上では、平成18年4月の労働安全衛生法の改正に伴い、統括安全衛生管理者には、
①リスクの低減措置を合理的かつ組織的に実施して、死傷災害及び健康障害の未然防止を図るリスクアセスメント、
②安全衛生方針の表明、安全衛生計画の作成・実施、評価及び改善等、実質的には労働安全衛生マネジメントシステム又はこれに準ずるシステムの業務、
が義務付けられている。

一方、平成18年2月のILO海上労働条約でも、同様なことがもとめられ、第9次船員災害防止基本計画では、リスクアセスメントや平成21年3月にガイドラインが制定された船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入・普及が推奨されている。

従って、本年度も引き続いて災害防止の一層の成果を目指して、リスクアセスメントに加えて船内労働安全衛生マネジメントシステムについても資料の配布や安全講習会を開催し、その導入・普及を図っていく。

2. 安全衛生管理実務担当者連絡協議会開催

第1回：7月28日、第2回：3月22日 於東京 計2回

3. 安全衛生教育に関する協力

会員及びその団体、船員養成機関その他が実施する船員の安全衛生教育に対して、講師の派遣、DVD等の貸し出し等により積極的に協力する。

4. 船員の衛生及び健康管理の促進

(1) 船舶に乗り組む衛生管理者の講習を実施する機関として、船舶に乗り組む衛生管理者養成の円滑な対応を図るとともに、船員の衛生・健康相談に対する指導・助言を行う。

(2) ホーム・ページ上で、船員の健康の維持と疾病の予防に関する情報を提供する。

(3) 重点事項の周知

船員の健康を確保する上で重点事項となっている次の事項について、ホームページまたはリーフレットを作成して、予防対策を周知徹底する。

- (A) 生活習慣病の予防に伴うメタボリックシンドローム対策
- (B) 石綿(アスベスト)による健康障害予防対策と船員健康管理手帳制度
- (C) 睡眠時無呼吸症候群対策
- (D) 新型インフルエンザ対策

5. 多発災害防止対策の周知

「転倒」及び「はさまれ」は、船員死傷災害の3分の1を占め、また、「海中転落死」も、全死亡災害の3分の1を占めている。これらの多発災害について、リーフレットを作成し、船員労働安全衛生月間及び講習会等で配布し、予防対策を周知徹底する。

6. 技術指導援助等

- 1) 「安全管理士及び衛生管理士による技術援助規程」に基づき、安全衛生に関する技術指導援助等を実施する。
- 2) 船員災害防止に有効な保護具、機器類等の研究開発の促進を図るため、船員災害防止推進会の会員と技術の交流を行う。

7. 安全衛生資料の充実

訪船技術指導報告書(チェックリスト)の判定基準の明確化。

各訪船指導員が判定する際に判断が容易となるよう、基準を具体化したチェックリスト・技術指導要領に改善する。

IV. 登録講習・試験事業 ((財)日本海事センター補助事業)

1. 安全衛生関係の資格取得講習会の開催

(1) タンカー安全担当者及び危険物等取扱責任者講習

タンカーに乗り組む船長等の危険物等取扱責任者の資格取得及び引火性液体類等を常時運送する船舶の甲板部安全担当者を対象とする講習

第172回 6月15日～17日、 第173回 2月27日～29日 於 東京
各3日間 定員20名

(2) 危険物等取扱責任者の更新講習

危険物等取扱責任者の認定資格は、5年の更新制であり、石油、液体化学薬品及び液化ガスのそれぞれのタンカーについて5年間に1年以上の乗船履歴がない者は、更新講習の課程を修了することが必須となっている。

通信教育方式による年間を通じての更新講習

(3) 酸素欠乏の予防に関する危険作業講習

第25回 10月31日、11月1日 於 東京 2日間 定員20名

(4) 船舶に乗り組む衛生管理者講習

遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数3,000トン以上の船舶等に選任が義務づけられている。

衛生管理者登録講習（旧 船舶衛生管理者講習(A)）：

旧東京・神戸両商船大学並びに東京海洋大学(海洋工学部)及び神戸大学(海事科学部)の卒業生以外の者を対象とする講習

第28回 未定

第29回 9月1日～10月3日 於 東京 定員20名

船舶衛生管理者講習(B)

旧東京・神戸両商船大学並びに東京海洋大学(海洋工学部)及び神戸大学(海事科学部)の卒業生を対象とする講習

第15回 11月29日～12月8日 於 東京・横浜・神戸

定員 東京・横浜 20名、 神戸 30名

(5) 船舶料理士登録試験

遠洋区域または近海区域を航行区域とする船舶または第3種の従業制限を有する漁船であって、総トン数1,000トン以上のものに乗組む船舶料理士資格を取得するための試験である。

第4回 10月22日 於 東京 定員10名

(6) 英文講習修了証明書の発給

協会が実施したタンカー安全担当者講習会等及び危険物等取扱責任者の更新講習の受講修了者に対し、申請により英文修了証明書を発給する。

V. 調査研究事業

1. 調査研究事項

(1) 安全衛生実態調査

安全・衛生技術指導員等が訪船して実施した船舶の設備、作業・居住環境等の実態調査及び指導・助言を集計分析する。

(2) 重大災害等発生時における調査

船舶において重大災害、特殊災害が発生した際、可能な場合は、安全管理士または衛生管理士を派遣して調査する。

(3) ILO海上労働条約対応策調査

当該条約の批准・国内法化に関して、その内容、特に食糧及び供食、健康及び安全の保護並びに災害防止に関する事項等について調査する。

VI. 収益事業（法人税法）

1. 安全衛生教育・普及資料の頒布

(1) 刊行物

- ・ 衛生管理者教本
- ・ 安全管理の指標
- ・ 訓練手引書(和英併記)
- ・ 船の飲用水
- ・ 安全担当者記録簿
- ・ 衛生管理者・衛生担当者記録簿
- ・ 安全衛生チェックリスト
- ・ 船員労働安全衛生規則
- ・ 船でつくる四季のメニュー
- ・ なくそう漁船の災害（漁船災害防止の手引き・・・総集編）
- ・ なくそう！海中転落！推進しよう！作業用救命衣の常時着用
- ・ 危険予知訓練で安全の先取りをーKYTイラスト集ー
- ・ 船員の多発災害を防ぐにはーその傾向と対策ー
- ・ 安全衛生水準の向上を目指して!!ー船内労働安全衛生マネジメントシステム導入による災害の犠牲を未然に防ぐ予防対策型の管理体制の構築ー
- ・ からだにやさしい健康レシピー生活習慣病・メタボ対策ー
- ・ 酸素欠乏
- ・ 衛生管理者・衛生担当者記録簿(和英併記)
- ・ 船員安全手帳(和英併記)
- ・ 安全担当者記録簿(和英併記)
- ・ 気づいていますか！熟練船員の過信と油断
- ・ 船内におけるヒヤリハット事例集
- ・ 安全衛生チェックリスト(和英併記)
- ・ 和英対訳船員労働安全衛生規則図解
- ・ 船内の安全を先取りしようーリスクアセスメントの実務

(2) 安全衛生に関するDVD教材

- * 漂流から生還へ（サバイバルトレーニング） * 酸素欠乏
- * タンカーの静電気災害(第1部・第2部) * 内航船の危険予知
- * 今日も元気に安全操業！（まき網・沖合底引き・まぐろ延縄・さんま棒受けの各漁業）

(3) その他

緑十字旗（サイズ70cm×100cm） 安全担当者バッジ 衛生担当者バッジ

2. 受託事業

(1) 漁船安全操業対策事業（小型漁船のサバイバル訓練 一水産業・漁村活性化
推進機構）

支部と協力して漁船員に対しての救命筏の展張、救命胴衣及び浮力補助具の常時着用と海中転落時の救助方法に関する講習を行う。

その他についても国及び団体等の公募による委託事業に積極的に応募し、その受託に努める。

支部事業

I. 船員労働安全衛生月間の推進事業

1. 船員労働安全衛生月間の推進

各支部及び地区支部は、地方または地区の安全衛生協議会等とともに月間の推進母体となって、無料健康相談所の開設、訪船指導、特別講習会等の開催等により、船員災害防止の意識の向上と効果的かつ積極的な月間活動を行う。

2. 船員災害防止大会の開催

各支部または地区支部は、原則として月間中に船員災害防止大会を開催し、船舶所有者及び船員の意識の向上に努める。

3. 安全衛生保護具及び機器類等の展示会の開催

各支部または地区支部は、船員災害防止大会の開催時等に、安全衛生保護具、作業用救命衣、各種検知器具等を展示するとともに説明会を開催し、その普及に努める。

4. 船員労働安全衛生功績者の推薦

船員の安全の確保または船内衛生の向上に尽力し、その功績が極めて顕著な会員、団体並びに会員に所属する船舶及び個人を船員災害防止大会等において表彰するために各支部・地区支部よりふさわしい会員・団体・及び個人の推薦を行う。

II. 広報事業

1. 船員災害優良会員の推薦

平成19年度から発足した制度である。前年度においてゼロ災害に努力し、協会活動に積極的な会員を、単年度ごとに「優良会員」として認定するために、各支部・地区支部よりふさわしい会員を推薦する。

III. 安全衛生教育及び技術指導事業

1. 安全衛生講習会

次の内容についての講習会を実施する。

(1) 船舶火災消火講習

内航タンカーの乗組員に対しての、消火訓練(粉末消火器の取扱い、放水等)及び救急訓練(応急措置、心肺蘇生等)についての岸壁上における講習。

(2) 安全講習

中小船舶の船員並びに船舶所有者等を対象とした、海中転落、転倒、はさまれ、転落・墜落の防止、保護具等の保管及び使用の励行、船舶火災の防止等、船内における安全管理についての講習。

(3) 衛生講習

各業種の船舶の船員を対象とした、船内衛生の保持、中高年齢船員の疾病予防、生活習慣病予防とメタボリックシンドローム対策、エイズ予防、メンタルヘルスケア、AEDの使用方法、応急処置等の講習。

(4) 酸素欠乏講習

各業種の船舶の船員等を対象とした、酸欠の原因、酸欠事故防止対策及び酸素濃度測定器、空気呼吸器等の使用方法等の講習。

(5) 飲用水管理講習

船舶の飲用水は、未だ不適の船舶が少なくない実態を踏まえて、飲用水の管理担当者はもとより乗組員全員を対象にした飲用水補水上の注意、汚染原因、水質検査及び消毒方法等、平素の管理に重点をおいた講習。

(6) 漁船安全衛生講習

主として中小の漁船事業者、船長、漁労長、その他乗組員を対象とした、海中転落、転倒、挟まれ、転落・墜落、船舶火災への対応策、保護具等の使用の励行等、安全衛生管理体制の確立、管理者の役割等についての、漁船の基地における講習。

(7) 石油液化ガス使用安全講習会

一般船舶・漁船の乗組員、陸上安全実務担当者を対象とした、LPGの性質と使用上の注意、災害事例と対策についての講習。

(注) 以上(1)～(7)の講習会は、実効をあげるため、適宜併合して同時の開催とする。

2. 生存対策講習会

海難による船舶の死亡事故は近年、減少傾向にあるが、救命設備を正しく使用し、生存のための知識があったならば、犠牲者を出さなくてもすんだと思われる事例が少なくない。

このような実態を踏まえて、船舶遭難時における生存を図るための教育訓練を行う。実施に当たっては、汽船・漁船部門の船員、船舶所有者その他海事関係者を対象として、座学及び膨張式救命いかだ、作業用救命衣等を用いた実技と取扱い方法等についての講習会を全国から適宜選定した港において開催する。

3. 睡眠時無呼吸症候群による事故防止の推進

睡眠時無呼吸症候群(SAS)による事故防止の注意喚起を行うとともに、船員の日頃からの健康管理を推進していく。

4. 安全衛生教育に対する協力

会員、その団体または船員養成機関等が実施する船員の安全衛生教育に対して、支部または地区支部も協力し、DVD等の貸出を行うとともに、資料の提供等を行う。

5. 技術指導・援助

(1) 訪船安全・衛生技術指導

主として船員災害の発生率の高い中小船舶の在港時において、安全技術指導員または衛生技術指導員が訪船して、訪船技術指導票(チェック・リスト)に基づく安全または衛生のチェックを行うとともに、指導・助言及び情報の提供を行う。

6. 支部事務局長の年間行事等打合せ会議

各支部事務局長を本部に招集して、平成 22 年度の事業実施結果についての総括と、平成 23 年度の同月間行事を含む支部事業計画の打合せ会議を開催する。

IV. 調査研究事業

支部の所管区域内で発生した重大災害等について、可能な場合は、関係者から情報収集等を行う。

V. 受託事業

1. 漁船安全操業対策事業（小型漁船のサバイバル訓練—水産業・漁村活性化推進機構）

本部にて受託した漁船員に対する救命筏の展張、救命胴衣及び浮力補助具の常時着用と海中転落時の救助方法についての講習に関して本部と協力しながら現地における会場設営等の開催手続き/調整を行う。

(実施内容について適宜調整)

以上